

## 利用上の注意

### 1. 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としている。

### 2. 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

### 3. 調査の期日

平成26年商業統計調査は、平成26年7月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

また、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス - 活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス - 基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

※平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改定及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、前回実施の平成19年調査の数値とは接続しない。

### 4. 調査の対象

商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類I—卸売業・小売業」に属する事業所（警戒区域等をその区域に含む調査区分のある事業所（商業統計調査規則第4条参照）を除く）を対象とした。

調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査対象とした。

なお、調査期日に休業もしくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

### 5. 『卸売業・小売業に関する集計』における集計対象等について

後掲表について、調査結果のうち、産業大分類が「I—卸売業、小売業」に格付けられた事業所について、以下のとおり神戸市が独自集計したものである。

① 後掲表の『第I表、第II表』産業大分類「I—卸売業、小売業」に格付けられた事業所を全て集計対象としているが、年間商品販売額及び売場面積は、数値が得られた事業所について集計した。

② 後掲表第III表～第XIII表産業大分類「I—卸売業、小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること

このため、上記①各表の集計と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、年間商品販売額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表1）。

表1 後掲表 卸売業及び小売業の合計の比較 (全市)

集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
後掲表 第I表, 第II表	18,295	155,916	4,850,279	1,557,904
後掲表 第III表以降より抜粋	12,557	107,616	4,850,279	1,557,904

## 6. 主な用語の説明

### (1) 事業所 (卸売業・小売業事業所)

原則として一定の場所 (一区画) を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

### (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者 (建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等) に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品 (事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械 (農業用器具を除く) など) を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所 (主として管理事務のみを行っている事業所を除く)

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所 (代理商、仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人 (個人経営の農林漁家への販売を含む) 又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所  
修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。  
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業 (大分類Rーサービス業 (他に分類されないもの) ) とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所 (自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)  
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。

なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業 (大分類E) に分類される。

⑤ ガソリンスタンド

⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」を除いたものをいう。

① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事しているものをいう。

② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。

④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 期間を決めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成26年の5月、6月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。

⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向又は派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。

⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者」とはパート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(5) 年間商品販売額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

(6) その他の収入額

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

(7) 売場面積（小売業のみ）

平成26年7月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 7. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

### (1) 共通事項

- ① 年間商品販売額及びその他の収入額の産業分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。
- ② 「個人」には「法人でない団体」を含む。

### (2) 後掲表第V, VI表

- ① 表章項目中の販売効率「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。
- ② 表章項目中の販売効率「就業者1人当たり年間商品販売額」, 「従業者1人当たり年間商品販売額」は「パート・アルバイトなど」の従業者について8時間換算したものをを用いて算出した。

## 8. 記号及び注記

- (1) ここに公表する結果は、経済産業省「平成26年商業統計確報」の調査票情報を本市が独自集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (2) 「年間商品販売額」の集計値については、平成24年経済センサス-活動調査との集計対象範囲の違いもあり、比較を行っていない。
- (3) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (4) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (5) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。また、表中の増減は、数値がマイナスのものは「△」で表した。